岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和5年3月28日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第6号

岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の一部を改正する条例 岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(平成11年岩手県条例第62号)の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
別表第1 (第2条関係)	別表第1 (第2条関係)
[略]	[略]
11 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項、第	第31 11 租税特別措置法(昭和32年法律第26号)第28条の4第3項、第31
条の2第2項、第62条の3第4項 <u>、</u> 第63条第3項 <u>及び第68条の6</u>	9第 条の2第2項、第62条の3第4項 <u>及び</u> 第63条第3項の優良な宅地の
<u>3項</u> の優良な宅地の造成及び住宅の新築の認定に関する事務で規	現則 造成及び住宅の新築の認定に関する事務で規則で定めるもの
で定めるもの	
[略]	[略]
別表第2(第3条関係)	別表第2(第3条関係)
[略]	[略]
12 租税特別措置法(以下この項において「法」とい [略]	12 租税特別措置法(以下この項において「法」とい [略]
う。)に基づく次に掲げる事務	う。)に基づく次に掲げる事務
(1) 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第	(1) 法第28条の4第3項第5号イ、第31条の2第
2項第14号ハ、第62条の3第4項第14号ハ <u>、</u> 第63	2 項第14号ハ、第62条の 3 第 4 項第14号ハ <u>及び</u> 第
条第3項第5号イ <u>及び第68条の69第3項第5号イ</u>	63条第3項第5号イの優良な宅地の造成の認定
の優良な宅地の造成の認定	
(2) 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2	(2) 法第28条の4第3項第6号、第31条の2第2
項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ <u>、</u> 第63条	項第15号ニ、第62条の3第4項第15号ニ <u>及び</u> 第63
第 3 項第 6 号 <u>及び第68条の69第 3 項第 6 号</u> の優良	条第3項第6号の優良な住宅の新築の認定
な住宅の新築の認定	
[略]	[略]

35の7 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49	35の7 都市計画法施行規則(昭和44年建設省令第49
35の8 都市計画法施行規則(以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務(市町村が行う開発行為に係るものに限る。) [略] が行う開発行為に係るものに限る。) (1)・(2) [略] (3) 省令第60条の開発行為又は建築に関する証明書等の交付 [略]	35の8 都市計画法施行規則(以下この項において「
2 別表第2 (第3条関係)	別表第2(第3条関係)
[略]	[略]
7 博物館法(昭和26年法律第285号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務。ただし、第9号に掲げる事務にあっては、県教育委員会が自ら行うことを妨げない。 (1) 法第10条の博物館(県立の機関を除く。以下	7 博物館法 (昭和26年法律第285号。以下この項にお [略] いて「法」という。) に基づく次に掲げる事務 (第 1号、第2号、第4号から第6号まで、第8号及び 第11号から第13号までに掲げる事務にあっては、県 立の機関又は施設に係るものを除く。)。ただし、 第9号に掲げる事務にあっては、県教育委員会が自 ら行うことを妨げない。 (1) 法第11条の登録
(1) 仏第10米の博物館(宗立の機関を除く。以下 この項において同じ。) の博物館登録原簿への登 録 (2) 法第12条の博物館の登録要件の審査及び博物	(1) 払 <u>第11来</u> の登録 (2) 法第14条第2項の登録の通知

館登録原簿に登録した旨又は登録しない旨の通知 (3) 法第13条第1項の博物館の登録事項等の変更 の届出の受理 (4) 法第13条第2項の博物館の登録事項の変更登 録 (5) 法第14条第1項の博物館の登録の取消し (6) 法第14条第2項の博物館の登録の取消しの通 (7) 法第15条第1項の博物館の廃止の届出の受理 (8) 法第15条第2項の博物館の登録の抹消 (9) 法第27条第1項の私立博物館に対する報告の 徴収 (10) 法第27条第2項(法第29条において準用する 場合を含む。)の専門的又は技術的な指導又は助 言 (11) 法第29条の博物館に相当する施設の指定(県 立の施設に係るものを除く。) 「略〕 「略] 21の4 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下 宮古市及び花 この項において「法」という。)に基づく次に掲げ 巻市 る事務

- (3) 法<u>第15条第1項</u>の<u>登録事項</u>の変更の届出の受理
- (4) 法第15条第2項の登録事項の変更登録
- (5) 法<u>第19条第1項</u>の登録の取消し<u>(同項第1号</u> に該当するものに限る。)
- (6) 法<u>第19条第3項</u>の登録の取消しの通知<u>(前号</u> の取消しに係るものに限る。)
- (7) 法第20条第1項の廃止の届出の受理
- (8) 法第20条第2項の登録の抹消
- (9) 法第29条第1項の報告の徴収
- (10) 法<u>第29条第2項</u>の専門的又は技術的な指導又 は助言
- (11) 法第31条第1項の指定
- (12) 法第31条第2項の指定の取消し
- (13) 法第31条第4項の専門的又は技術的な指導又 は助言

21の4 大気汚染防止法(昭和43年法律第97号。以下 この項において「法」という。)に基づく次に掲げ る事務

「略〕

(1)~(41) 「略]

「略]

 $(1)\sim(41)$ 「略]

23の2 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下	宮古市、花巻	23の2 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下	花巻市及
この項において「法」という。)に基づく次に掲げ	市及び北上市	この項において「法」という。)に基づく次に掲げ	上市
る事務		る事務	
(1)~(32) [略]		(1)~(32) [略]	
[略]		[略]	
23の6 特定工場における公害防止組織の整備に関す	宮古市、花巻	23の6 特定工場における公害防止組織の整備に関す	花巻市及
る法律(昭和46年法律第107号。以下この項において	市及び北上市	る法律(昭和46年法律第107号。以下この項において	上市
「法」という。)に基づく次に掲げる事務		「法」という。)に基づく次に掲げる事務	
(1)~(4) [略]		(1)~(4) [略]	
[略]		[略]	•
27の4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び	宮古市、花巻	27の4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び	花巻市及
管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86	市及び北上市	管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86	上市
号。以下この項において「法」という。)に基づく		号。以下この項において「法」という。) に基づく	
次に掲げる事務		次に掲げる事務	
(1)~(9) [略]		(1)~(9) [略]	
28 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第	宮古市、花巻	28 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第	花巻市及
105号。以下この項において「法」という。)に基づ	市及び北上市	105号。以下この項において「法」という。)に基づ	上市
く次に掲げる事務		く次に掲げる事務	
(1)~(19) [略]		(1)~(19) [略]	
[略]		[略]	
30 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下この	宮古市、花巻	30 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下この	花巻市及
項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	市及び北上市	項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	上市
務		務	
(1)~(40) [略]		(1)~(40) [略]	
[略]		[略]	
32の2 [略]	[略]	32の2 [略]	[略]
		32の3 農地中間管理事業の推進に関する法律(平成	花巻市

23の2 水質汚濁防止法(昭和45年法律第138号。以下	花巻市及び北
この項において「法」という。) に基づく次に掲げ	上市
る事務	
(1)~(32) [略]	
[略]	
23の6 特定工場における公害防止組織の整備に関す	花巻市及び北
る法律(昭和46年法律第107号。以下この項において	上市
「法」という。)に基づく次に掲げる事務	
(1)~(4) [略]	
[略]	
27の4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び	花巻市及び北
管理の改善の促進に関する法律(平成11年法律第86	上市
号。以下この項において「法」という。) に基づく	
次に掲げる事務	
(1)~(9) [略]	
28 ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第	花巻市及び北
105号。以下この項において「法」という。)に基づ	上市
く次に掲げる事務	
(1)~(19) [略]	
[略]	
30 土壌汚染対策法(平成14年法律第53号。以下この	花巻市及び北
項において「法」という。)に基づく次に掲げる事	上市
務	
(1)~(40) [略]	
[略]	
32の2 [略]	[略]
	1

		25年法律第101号。以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(法第18条第2項第1号ロスは第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号ロに掲げる土地に該当する場合に係るものを除く。) (1) 法第18条第1項の認可(2) 法第18条第7項の通知及び公告 32の4 農地中間管理事業の推進に関する法律(以下この項において「法」という。)に基づく次に掲げる事務(法第18条第2項第1号ロ又は第2号ロに規定する土地が同条第5項第6号イ又はロに掲げる土地のいずれかに該当する場合に係るものを除く。) (1) 法第18条第1項の認可	平市及び口
32の3 [略]	[略]	(2) 法第18条第7項の通知及び公告 32の5 [略]	「略〕
32の4 「略]	「略]	32の6 [略]	「略]
[略]		[略]	
35の3 博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務(県立の施設に係るものを除く。) (1) 省令第20条第1項の博物館に相当する施設の指定要件の審査 (2) 省令第20条第2項の実地審査 (3) 省令第21条の報告の受理 (4) 省令第23条の報告の徴収	[略]	35の3 博物館法施行規則(昭和30年文部省令第24号。以下この項において「省令」という。)に基づく次に掲げる事務(県立の施設に係るものを除く。) (1) 省令第25条の報告の受理 (2) 省令第26条の報告の徴収	[略]

36の4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び 宮古市、花巻 管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成13年|市及び北上市 内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水 産省·経済産業省·国土交通省·環境省令第1号。 以下この項において「省令」という。) に基づく次 に掲げる事務 $(1)\sim(4)$ 「略]

「略]

41 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の 盛岡市、宮古 保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号。以 市、花巻市及 下この項において「条例」という。)に基づく次に「び北上市 掲げる事務(工場に係るものを除く。)

(1) 条例第9条第1項、第10条第1項、第11条第 1項、第14条、第15条第3項、第18条第1項及び 第3項、第19条第1項、第22条第1項において準 用する条例第14条及び第15条第3項並びに第90条 第2項の届出の受理(条例第90条第2項の場合は 、ばい煙発生施設又は粉じん発生施設を有する事 業場を設置している者に係る届出の受理に限る。

(2) • (3) 「略]

- (4) 条例第92条第1項の立入検査(ばい煙発生施 設又は粉じん発生施設を設置する事業場に立ち入 る場合に限る。)
- (5) [略]

42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の 盛岡市、宮古 保全に関する条例(以下この項において「条例」と 市、花巻市及

36の4 特定化学物質の環境への排出量の把握等及び 花巻市及び北 管理の改善の促進に関する法律施行規則(平成13年 上市 内閣府・財務省・文部科学省・厚生労働省・農林水 産省・経済産業省・国土交通省・環境省令第1号。 以下この項において「省令」という。) に基づく次 に掲げる事務

 $(1)\sim(4)$ 「略]

「略]

- 41 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の | 盛岡市、花巻 保全に関する条例(平成13年岩手県条例第71号。以 市及び北上市 下この項において「条例」という。) に基づく次に 掲げる事務
 - (1) 条例第9条第1項、第10条第1項、第11条第 1項、第14条、第15条第3項、第18条第1項及び 第3項、第19条第1項、第22条第1項において準 用する条例第14条及び第15条第3項並びに第90条 第2項の届出の受理(条例第90条第2項の場合は 、ばい煙発生施設又は粉じん発生施設を有する工 場又は事業場を設置している者に係る届出の受理 に限る。)

(2) • (3) 「略]

- (4) 条例第92条第1項の立入検査(ばい煙発生施 設又は粉じん発生施設を設置する工場又は事業場 に立ち入る場合に限る。)
- (5) [略]
- 42 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の 盛岡市、花巻 保全に関する条例(以下この項において「条例」と「市及び北上市」

いう。)に基づく次に掲げる事務	び北上市	いう。)に基づく次に掲げる事務	
(1)~(5) [略]		(1)~(5) [略]	
[略]		[略]	
45 県民の健康で快適な生活を確保するため	の環境の 盛岡市、宮古	45 県民の健康で快適な生活を確保するための環境の	盛岡市、花巻
保全に関する条例(以下この項において「	条例」と <u>市</u> 、花巻市及	保全に関する条例(以下この項において「条例」る	市及び北上市
いう。)に基づく次に掲げる事務 <u>(汚水等</u>	排出施設 び北上市	いう。)に基づく次に掲げる事務	
及び水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令等	<u> </u>		
別表第1に掲げる施設に係るものに限る。)	_		
(1)~(7) [略]		(1)~(7) [略]	
[略]		[略]	- 1
別表第2(第3条関係)		別表第2(第3条関係)	
[略]		[略]	
<u>17の3</u> [略]	[略]	18 [略]	[略]
18 宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号	・。以下こ 宮古市及び釜		
の項において「法」という。)に基づく次	に掲げる <u>石市</u>		
事務(他の市町村の区域にわたるもの及び	造成面積		
が4ヘクタールを超える宅地造成に係るも	のを除く		
<u>。)</u>			
(1) 法第8条第1項本文の宅地造成の工事	≨の許可		
(2) 法第10条第2項の許可又は不許可の追	<u> </u>		
(3) 法第11条の国又は県との協議			
)受理		
(6) 法第13条第1項の工事完了の検査			
(7) 法第13条第2項の検査済証の交付			

(9) 法第14条第2項の工事の施行の停止その他の		
措置の命令		
(10) 法第14条第3項の宅地の使用禁止その他の措		
置の命令		
(11) 法第14条第4項の工事の施行の停止命令及び		
作業の停止命令		
(12) 法第14条第5項(法第17条第3項において準		
用する場合を含む。)の措置及び公告		
(13) 法第15条第1項から第3項までの届出の受理		
(14) 法第16条第2項の措置の勧告		
(15) 法第17条第1項及び第2項の改善の命令		
<u>(16) 法第18条第1項の立入検査</u>		
(17) 法第19条の報告の徴収		
18の2 [略]	18の2 [略]	
[略]	[略]	·

附則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。ただし、表1の項の改正部分は公布の日から、表3の項の改正部分及び附則第4項の規定は同年5月26日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際この条例による改正前の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(以下「改正前の条例」という。) 別表第2の左欄に掲げる事務に係るそれぞれの規定により知事がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又はこの条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に条例の規定により知事に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後においてこの条例(表2の項の改正部分に限る。)による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例(以下「改正後の条例」という。)別表第2の左欄に掲げる事務で市町村の長が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、施行日以後における条例の適用については、当該市町村の長のした処分その他の行為又は当該市町村 の長に対してされた申請その他の行為とみなす。

- 3 この条例の施行の際改正前の条例別表第2に掲げる事務に係るそれぞれの規定により宮古市長がした処分その他の行為で現にその効力を有するもの又は施行日前に法令若しくは条例の規定により宮古市長に対してされた申請その他の行為のうち、施行日以後において改正後の条例別表第2に掲げる事務で知事が管理し、及び執行することとなるものに係るものは、施行日以後における法令又は条例の適用については、知事のした処分その他の行為又は知事に対してされた申請その他の行為とみなす。
- 4 宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)附則第2条第1項及び第2項の規定によりなお従前の例によることとされる規制に係る改正前の条例別表第2の18の項の左欄に掲げる事務については、この条例(表3の項の改正部分に限る。)による改正後の岩手県の事務を市町村が処理することとする事務処理の特例に関する条例の規定にかかわらず、改正前の条例別表第2の18の項の右欄に掲げる市の長が管理し、及び執行する。